

令和8年定例会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
提出資料

- 議案補充説明
 - I 令和8年度当初予算について…………… 2
 - ・議案第17号「令和8年度三重県水道事業会計予算」
 - ・議案第18号「令和8年度三重県工業用水道事業会計予算」

 - II 令和7年度最終補正予算について……………10
 - ・議案第63号「令和7年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）」
 - ・議案第64号「令和7年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）」

 - III 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案について…………… 14
 - ・議案第38号「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」

令和8年3月10日
企業庁

I 令和8年度当初予算について

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

企業庁では、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない水道用水及び工業用水を供給することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献するため、効率的かつ効果的な企業経営をめざして経営改革を推進し、経営基盤の強化に取り組むとともに、三重県企業庁経営計画に基づき、事業運営を行っています。

令和8年度当初予算については、経営計画の最終年度として、目標達成に向けて取組を的確に進めていくことを基本におき、物価高騰や施設の更新需要の増大等、引き続き経営環境が厳しい中においても、将来、発生が予想される南海トラフ地震等の大規模地震や、昨今、全国各地で頻発している自然災害に備え、より一層の耐震化や老朽化対策、風水害対策など施設の改良や更新を着実に進めます。

2 令和8年度当初予算会計別総括表

【水道事業会計】

(単位: 千円)

	項目	令和7年度 (a)	令和8年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収益的 収支	収益的収入 (A)	9,821,381	9,799,462	△21,919	99.8%
	収益的支出 (B)	10,316,319	10,448,204	131,885	101.3%
	収益的収支差 (A)-(B)	△494,938	△648,742	△153,804	131.1%
	純損益 (税抜き)	△815,733	△934,873	△119,140	114.6%
資本的 収支	資本的収入 (C)	(4,079,292) 3,265,020	(5,758,859) 5,544,150	(1,679,567) 2,279,130	(141.2%) 169.8%
	資本的支出 (D)	(12,808,882) 10,366,066	(10,954,892) 10,228,595	(△1,853,990) △137,471	(85.5%) 98.7%
	資本的収支差 (C)-(D)	(△8,729,590) △7,101,046	(△5,196,033) △4,684,445	(3,533,557) 2,416,601	(59.5%) 66.0%

※資本的収支の上段括弧書きの額は、国の補正予算に係る前年度2月補正予算含みの予算額です。

【工業用水道事業会計】

(単位: 千円)

	項目	令和7年度 (a)	令和8年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収 益 的 収 支	収益的收入 (A)	6,139,955	7,211,275	1,071,320	117.4%
	収益的支出 (B)	6,652,494	6,806,754	154,260	102.3%
	収益的収支差 (A)-(B)	△512,539	404,521	917,060	—
	純損益 (税抜き)	△700,868	129,651	830,519	—
資 本 的 収 支	資本的收入 (C)	2,770,476	3,559,137	788,661	128.5%
	資本的支出 (D)	7,816,192	8,489,655	673,463	108.6%
	資本的収支差 (C)-(D)	△5,045,716	△4,930,518	115,198	97.7%

3 債務負担行為

【水道事業会計】

(単位: 千円)

事 項	期 間	限度額
電気設備工事等に係る契約	R8～R12	2,873,455
送水管布設替工事等に係る契約	R8～R10	1,731,941
導水ポンプ所建築工事等に係る契約	R8～R9	1,564,100
電気需給に係る契約	R8～R9	1,494,991
調整池築造工事等に係る契約	R9	292,600
水管橋補修工事に係る契約	R9	14,739
制水弁取替工事に係る契約	R9	7,000
行政事務用機器賃貸借に係る契約	R9～R13	2,453

【工業用水道事業会計】

(単位: 千円)

事 項	期 間	限度額
配水管布設工事等に係る契約	R9～R10	1,338,000
電気需給に係る契約	R8～R9	786,485
電気設備改良工事に係る契約	R8～R9	452,287
施設撤去工事等に係る契約	R8～R9	408,100
設備取替工事等に係る契約	R8～R9	286,440
制水弁取替工事に係る契約	R9	195,000
浄水場等設備点検工事に係る契約	R8～R9	165,000
水管橋補修工事に係る契約	R9	97,261
行政事務用機器賃貸借に係る契約	R9～R13	1,706

4 水道事業会計

議案第17号関係

令和8年度当初予算項目（水道事業会計）

（単位：千円）

項目	令和7年度 当初予算額 (A)	令和8年度 当初予算額 (B)	増減額 (B)-(A)	説明
（収益的収入）				
水道事業収益	9,821,381	9,799,462	△21,919	
営業収益	8,902,058	8,906,336	4,278	給水収益 8,902,056 その他営業収益 4,280
営業外収益	919,323	893,126	△26,197	受取利息 18,725 他会計補助金 49,285 長期前受金戻入 824,232 雑収益 884
（収益的支出）				
水道事業費用	10,316,319	10,448,204	131,885	
営業費用	10,103,106	10,257,852	154,746	原水及び浄水費 3,700,074 配水費 969,675 業務費 358,135 総係費 382,963 減価償却費 4,765,587 資産減耗費 81,418 （営業費用の主な内訳） ・人件費 788,516 ・委託料 1,064,789 ・動力費 1,117,669 ・負担金 849,054
営業外費用	211,213	188,352	△22,861	支払利息及び企業債取扱諸費 137,852 消費税及び地方消費税 50,000 雑支出 500
予備費	2,000	2,000	-	予備費 2,000
収益的収支差	△494,938	△648,742	△153,804	
純損益（税抜き）	△815,733	△934,873	△119,140	
資本的収入				
企業債	900,000	4,000,000	3,100,000	企業債 4,000,000
補助金	1,172,466	606,002	△566,464	国庫補助金 592,575 他会計補助金 13,427
出資金	1,183,402	938,148	△245,254	他会計出資金 938,148
負担金	9,152	-	△9,152	
資本的支出	10,366,066	10,228,595	△137,471	
建設改良費	9,235,093	9,163,734	△71,359	業務設備及び改良費 283,722 北勢水道改良費 3,088,176 中勢水道改良費 4,334,795 南勢水道改良費 1,396,286 長良川河口堰水源費 60,755
償還金	1,130,973	1,064,861	△66,112	企業債償還金 909,444 国庫補助金等返還金 155,417
資本的収支差	△7,101,046	△4,684,445	2,416,601	

主な重点項目

水道施設改良事業 予算額 8,994,100 千円
(9,720,397 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

水道用水を安定的に供給できるよう、北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に行うとともに、北中勢水道用水供給事業にかかる取水・導水施設の整備を進めます。

ア 耐震化 1,488,456 千円
(1,817,136 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

- ・内径 400 耗送水管布設替工事（桑名市） 他

イ 老朽化対策 3,101,673 千円

- ・高野浄水場受変電及びポンプ電気設備改良工事（津市） 他

ウ その他（配水運用の強化など） 4,403,971 千円
(4,801,588 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

- ・長島導水ポンプ所非常用発電設備設置工事（桑名市） 他

令和 8 年度当初予算の特徴（水道事業）

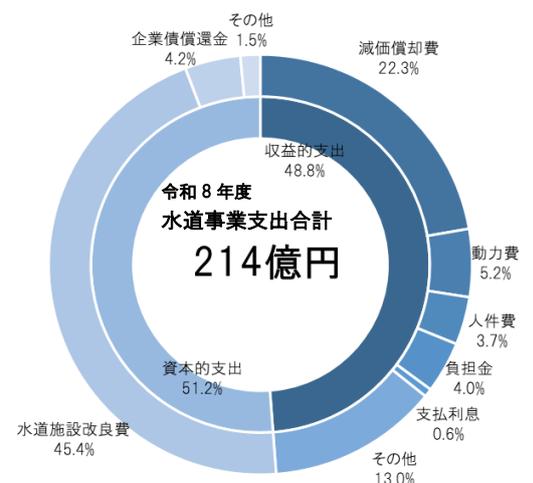
●安全・安心で安定した水道用水の供給

施設改良計画に基づき、耐震化・老朽化対策工事等及び取水・導水施設の整備を実施（施設改良費：97.2 億円）

※水道事業における支出合計額の対前年度比較

	(百万円・%)			
	令和 7 年度 (A)	令和 8 年度 (B)	増減額 (C)=(B)-(A)	増減率 (C)/(A)
収益的支出 (D)	10,316	10,448	132	1.3
減価償却費	4,621	4,766	145	3.1
動力費	1,122	1,118	▲ 5	▲ 0.4
人件費	928	789	▲ 139	▲ 15.0
負担金	758	849	91	12.0
その他	2,887	2,927	41	1.4
資本的支出 (E)	12,809	10,955	▲ 1,854	▲ 14.5
施設改良費	11,513	9,720	▲ 1,792	▲ 15.6
企業債償還金	1,121	909	▲ 212	▲ 18.9
その他	175	325	150	85.7
支出合計 (D)+(E)	23,125	21,403	▲ 1,722	▲ 7.4

※資本的支出の額には、国の補正予算に係る前年度 2 月補正予算を含んでいます。
※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。



5 工業用水道事業会計

議案第18号関係

令和8年度当初予算項目（工業用水道事業会計）

（単位：千円）

項目	令和7年度 当初予算額 (A)	令和8年度 当初予算額 (B)	増減額 (B)-(A)	説明
(収益の収入)				
工業用水道事業収益	6,139,955	7,211,275	1,071,320	
営業収益	5,776,465	6,851,200	1,074,735	給水収益 6,535,522 その他営業収益 315,678
営業外収益	363,490	360,075	△3,415	受取利息 18,816 他会計補助金 8,580 受託工事収益 14,872 長期前受金戻入 314,546 雑収益 3,261
(収益の支出)				
工業用水道事業費用	6,652,494	6,806,754	154,260	
営業費用	6,413,103	6,516,436	103,333	原水及び浄水費 2,503,505 配水費 365,642 業務費 279,079 総係費 390,134 減価償却費 2,873,671 資産減耗費 104,405 (営業費用の主な内訳) ・人件費 563,508 ・委託料 692,418 ・動力費 554,579 ・負担金 1,469,601
営業外費用	237,391	288,318	50,927	支払利息及び企業債取扱諸費 222,946 消費税及び地方消費税 50,000 受託工事費 14,872 雑支出 500
予備費	2,000	2,000	-	予備費 2,000
収益的収支差	△512,539	404,521	917,060	
純損益（税抜き）	△700,868	129,651	830,519	
資本的収入				
企業債	2,340,000	2,718,000	378,000	企業債 2,718,000
補助金	52,200	159,100	106,900	国庫補助金 159,100
出資金	326,253	327,902	1,649	他会計出資金 327,902
負担金	52,023	113,135	61,112	工事負担金 113,135
固定資産売却代金	-	241,000	241,000	固定資産売却代金 241,000
資本的支出				
建設改良費	6,519,187	7,184,422	665,235	業務設備及び改良費 252,773 北伊勢工業用水道改良費 5,599,553 中伊勢工業用水道改良費 251,684 松阪工業用水道改良費 872,509 長良川河口堰水源費 207,903
償還金	1,197,005	1,205,233	8,228	企業債償還金 1,163,033 国庫補助金等返還金 42,200
投資	100,000	100,000	-	投資 100,000
資本的収支差	△5,045,716	△4,930,518	115,198	

主な重点項目

工業用水道施設改良事業

予算額 6,813,990 千円

工業用水を安定的に供給できるよう、北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に行います。

ア 耐震化 674,300 千円

・新屋敷取水所配水池築造工事（松阪市） 他

イ 老朽化対策 4,153,435 千円

・内径 1800 耗制水弁設置工事（四日市市） 他

ウ その他（配水運用の強化など） 1,986,255 千円

・内径 1200 耗配水管推進工事（四日市市） 他

令和 8 年度当初予算の特徴（工業用水道事業）

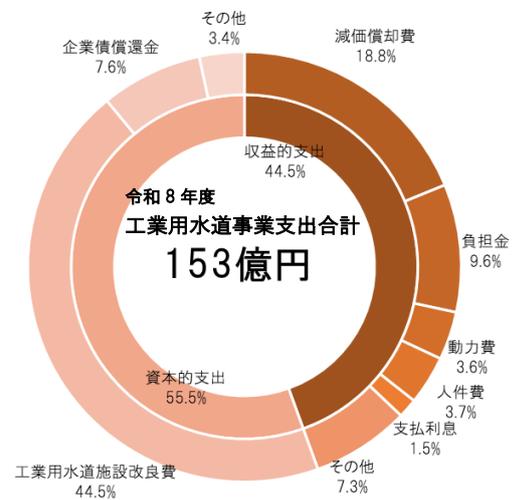
●安全・安心で安定した工業用水の供給

施設改良計画に基づき、耐震化・老朽化対策工事等を実施（施設改良費：68.1 億円）

※工業用水道事業における支出合計額の対前年度比較

	(百万円・%)			
	令和 7 年度 (A)	令和 8 年度 (B)	増減額 (C)=(B)-(A)	増減率 (C)/(A)
収益的支出 (D)	6,652	6,807	154	2.3
減価償却費	2,845	2,874	28	1.0
負担金	1,231	1,470	238	19.3
動力費	534	555	21	3.9
人件費	578	564	▲ 14	▲ 2.5
その他	1,464	1,345	▲ 119	▲ 8.1
資本的支出 (E)	7,816	8,490	673	8.6
施設改良費	6,157	6,814	657	10.7
企業債償還金	1,196	1,163	▲ 33	▲ 2.7
その他	463	513	50	10.7
支出合計 (D)+(E)	14,469	15,296	828	5.7

※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。



強靱な水道及び工業用水道の構築

予算額 16,534,387 千円

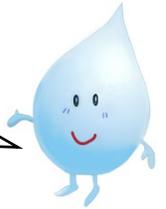
【問い合わせ先】

水道事業課
工業用水道事業課

224-2833
224-2835

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設等の耐震化をより一層進めるとともに、将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策等に取り組み、強靱な水道及び工業用水道の構築をめざします。

水でくらしを
支えます！



企業庁マスコットキャラクター『みずたまくん』

耐震化

予算額 2,491,436 千円

水道 1,817,136 千円
工水 674,300 千円

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも、被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めます。

【主な工事等】

- ・水道：内径 400 耗送水管布設替工事（桑名市）
- ・工水：新屋敷取水所配水池築造工事（松阪市）

建設予定の配水池（既存）



老朽化対策

予算額 7,255,108 千円

水道 3,101,673 千円
工水 4,153,435 千円

将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、主要施設等の老朽化対策を進めます。

【主な工事等】

- ・水道：高野浄水場受変電及びポンプ電気設備改良工事（津市）
- ・工水：内径 1800 耗制水弁設置工事（四日市市）

制水弁設置工事の施工例



その他（配水運用の強化など）

予算額 6,787,843 千円

水道 4,801,588 千円
工水 1,986,255 千円

県が策定した整備計画に基づき、水道事業において取水・導水施設の整備等を実施するとともに、施設の風水害対策を進めます。

【主な工事等】

- ・水道：長島導水ポンプ所非常用発電設備設置工事（桑名市）
- ・工水：内径 1200 耗配水管推進工事（四日市市）

非常用発電設備設置工事の施工例



健全な事業運営の 持続に向けて

●業務効率化

- ・AI・IoT 技術を活用した取組（各種センサーによる設備保守の高度化等）予算額 9,846 千円

●次期経営計画の策定

令和 9 年度からの新たな経営の方向性を示す次期経営計画の策定にも取り組んでいきます。

配水管推進工事の施工例



※下線部は R7 年度 2 月補正含みベース

Ⅱ 令和7年度最終補正予算について

1 水道事業会計【議案63号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収 益 的 収 支	収 入	9,845,623	44,310	9,889,933	給水収益	37,295
					受取利息	10,381
					他会計補助金	△5,422
					長期前受金戻入	2,056
	支 出	10,318,684	118,465	10,437,149	原水及び浄水費	49,296
					配水費	222,657
					業務費	△1,444
					総係費	△184,189
					減価償却費	△22,853
					資産減耗費	53,064
				支払利息及び企業債取扱諸費	1,934	
収益的収支差	△473,061	△74,155	△547,216			
純損益(税抜き)	△804,898	△97,245	△902,143			
資 本 的 収 支	収 入	3,212,931	△513,525	2,699,406	他会計補助金	△9,286
					他会計出資金	△504,239
	支 出	9,874,640	△468,755	9,405,885	業務設備及び改良費	△124,923
					北勢水道改良費	△181,965
					中勢水道改良費	△59,047
					南勢水道改良費	△95,536
					長良川河口堰水源費	△7,284
資本的収支差	△6,661,709	△44,770	△6,706,479			

【収益的収支】

(収 入) 44,310千円

収入についての補正は44,310千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 給水収益 37,295千円
北中勢水道用水供給事業の使用水量の増
- 受取利息 10,381千円
預金利率の上昇による増

(支 出) 118,465千円

支出についての補正は118,465千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 配水費 222,657千円
修繕引当金取崩額の精査による修繕費の増
- 総係費 △184,189千円
退職給付費の精査などによる職員人件費の減

(純損益)

純損益については、収益的収入及び支出の補正により、902,143千円の純損失となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入) △513,525千円

収入についての補正は513,525千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 他会計出資金 △504,239千円
出資対象事業費の確定による減

(支 出) △468,755千円

支出についての補正は468,755千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 業務設備及び改良費 △124,923千円
国実施工事の計画変更によるダム管理費負担金などの減
- 北勢水道改良費 △181,965千円
浄水場薬品注入設備改良工事に係る契約額の確定などによる減

2 工業用水道事業会計【議案第64号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収 益 的 収 支	収 入	6,174,511	49,991	6,224,502	給水収益	34,385
					その他営業収益	6,163
					受取利息	8,501
					他会計補助金	1,485
					受託工事収益	△2,000
					長期前受金戻入	1,187
					雑収益	270
	支 出	6,695,582	48,946	6,744,528	原水及び浄水費	75,313
					配水費	38,662
					業務費	3,594
総係費					△73,136	
減価償却費					2,720	
資産減耗費					2,674	
支払利息及び企業債取扱諸費					1,119	
受託工事費	△2,000					
収益的収支差	△521,071	1,045	△520,026			
純損益(税抜き)	△711,796	5,606	△706,190			
資 本 的 収 支	収 入	2,813,977	△54,092	2,759,885	他会計出資金	△24,791
					工事負担金	△29,301
	支 出	7,135,144	△343,229	6,791,915	業務設備及び改良費	△14,499
					北伊勢工業用水道改良費	△343,895
					中伊勢工業用水道改良費	55,631
					松阪工業用水道改良費	△15,655
					長良川河口堰水源費	△24,791
国庫補助金等返還金	△20					
資本的収支差	△4,321,167	289,137	△4,032,030			

【収益的収支】

(収 入) 49,991千円

収入についての補正は49,991千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 給水収益 34,385千円
北伊勢工業用水道事業などにおいて超過水量が生じたことによる増
- 受取利息 8,501千円
預金利率の上昇による増

(支 出) 48,946千円

支出についての補正は48,946千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 原水及び浄水費 75,313千円
浄水場非常用発電機修繕工事の実施などによる増

(純損益)

純損益については、収益的収入及び支出の補正により、706,190千円の純損失となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入) △54,092千円

収入についての補正は54,092千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 他会計出資金 △24,791千円
ダム管理費負担金の確定などによる減
- 工事負担金 △29,301千円
配水管推進工事の計画変更に伴う四日市市からの工事負担金の減

(支 出) △343,229千円

支出についての補正は343,229千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

- 北伊勢工業用水道改良費 △343,895千円
制水弁設置工事に係る契約額の確定などによる減

【議案補充説明】 議案第38号

Ⅲ 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案 について

1 改正理由

工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、料金（基本料金、使用料金及び超過料金）の単価を改定する必要があることから、三重県工業用水道条例の一部を改正します。

2 改正内容

単位：円/m³

施設名	単価	現行	改定案	(参考) 増減
北伊勢 工業用水道	基本料金	14.5	16.8	+2.3
	使用料金	4.0	6.0	+2.0
	超過料金	37.0	45.6	+8.6
松阪 工業用水道	基本料金	14.9	18.5	+3.6
	使用料金	1.1	2.1	+1.0
	超過料金	32.0	41.2	+9.2

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

【参考】

1 料金の算定期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

2 中伊勢工業用水道の料金

中伊勢工業用水道については、今回、料金の改定を行わず、現行料金を据え置きます。

現行料金 ※改定せず 単位：円/m³

施設名	単価	
中伊勢 工業用水道	基本料金	27.4
	使用料金	2.0
	超過料金	58.8

議案第三十八号

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例

三重県工業用水道条例（平成二年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二十四条関係）				別表（第二十四条関係）			
施設名	単価	基本料金	使用料金	施設名	単価	基本料金	使用料金
	一立方メートルにつき	一立方メートルにつき	一立方メートルにつき		一立方メートルにつき	一立方メートルにつき	一立方メートルにつき
北伊勢工業用水道	一六円八〇銭	六円	四五円六〇銭	北伊勢工業用水道	一四円五〇銭	四円	三七円
松阪工業用水道	一八円五〇銭	二円一〇銭	四一円二〇銭	松阪工業用水道	一四円九〇銭	一円一〇銭	三二円
中伊勢工業用水道	(略)	(略)	(略)	中伊勢工業用水道	(略)	(略)	(略)

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の基本料金等の単価を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。